姶良市複合新庁舎建設検討委員会運営指針

(趣旨)

第1条 姶良市複合新庁舎建設検討委員会条例 (平成29年姶良市条例第9号。以下「条例」という。) 第1条に基づき設置される委員会の円滑な 運営を図るため、次の事項について定める。

(定義)

第2条 この指針における用語の意義は、条例の例による。

(会議の開閉)

第3条 会議の開会と閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第4条 委員は、議長の許可を得た後に発言するものとする。

(会議録)

- 第5条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨(以下「会議録」という。)を作成し、保存するものとする。会議録の様式は、様式第1号のとおりとする。
 - (1) 委員会の日時及び場所
 - (2) 出席した委員等の氏名
 - (3) 会議の議題
 - (4) 会議経過の要旨
 - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 会議録には議長と、あらかじめ議長が議事に先立ち指名した出席委員 1名が署名するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同がある ときは、公開しないことができる。

(委員会の出席)

第7条 会議には、委員本人が出席するものとする。

(傍聴)

- 第8条 会議は、何人も傍聴することができるものとする。ただし、会議 の秩序維持に大きな支障が生じるおそれがあると議長が認めるときは、 その範囲を制限することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を認めないものとする。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 3 議長は、傍聴者に対し、次の事項を守り、静穏に傍聴するよう求め、 会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。
 - (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らない。
 - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (3) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
 - (4) 鉢巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 議長は、会議を非公開とする決定をしたときは、傍聴者に対し、理由 を提示した上で、速やかに退場するよう指示しなければならない。
- 5 傍聴者がこの指針に規定する事項に違反するときは、議長がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。
- 6 会議を傍聴しようとする者は、姶良市複合新庁舎建設検討委員会傍聴希望書(様式第2号)に必要事項を記入し、事務局から傍聴章(様式第3号)を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。なお、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を事務局に返却するものとする。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。ただし、

開会時刻10分前の時点で傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により 傍聴人を決定し、また定員に達しない場合は、委員会開会時まで先着順 で受け付ける。

(委員会開催の周知)

- 第10条 委員会を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載することにより周知するものとする。ただし、委員会を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 議題
 - (4) 傍聴者の定員
 - (5) 傍聴手続
 - (6) 問合せ先
 - (7) その他必要な事項

(会議結果等の公表)

- 第11条 会議録や委員会資料は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載することにより公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 会議の出席者
 - (4) 議題
 - (5) 会議の公開又は非公開の別
 - (6) 傍聴者数
 - (7) 会議資料
 - (8) 次回開催予定日
 - (9) 議事の概要
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、 当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方 法並びに会議資料の掲載について十分配慮し、可能な範囲の情報の公表 に努めるものとする。

(その他)

第12条 その他、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、議長が 会議に諮って定めることとする。

附則

この運営指針は、平成29年5月 日から施行する。

姶良市複合新庁舎建設検討委員会 会議録

会	議	名	
日		時	
会		場	
出	rice .	者	委 員
	席		市職員等
議		題	
会	議結果要	□□	
会	議 経 過 要	追	
そ	の他特記事	項	
署	名	欄	議長指名委員

様式第2号(第8条関係)

始良市複合新庁舎建設検討委員会 傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。 傍聴にあたり、下記の事項を順守します。

氏	名	
勤務	先 (所属団体)	
住	所	
連絡	先 (TEL)	

記

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- (3) 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- (4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- (5) 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- (7) 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- (8) 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- (9) 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (10) 傍聴中は、傍聴章を見える位置に着用してください。
- (11) その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

(表)

始良市複合新庁舎 建設検討委員会

傍聴

※ お帰りの際は事務局へお返しください。

(裏)

傍聴に際しての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の 使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、 審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、 その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいた します。
- 10 傍聴中は、本章を見える位置に着用してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。